

大阪府シカ保護管理計画〔第3期〕の概要

1. 計画策定の目的及び背景

農林業被害の軽減及びシカの長期にわたる安定的な共存を図るため、平成14年4月から平成19年3月までを第1期、平成19年4月から平成24年3月までを第2期の計画期間とするシカ保護管理計画を策定し、有害鳥獣捕獲の実施や防鹿柵の設置、生息環境の整備等の被害対策に努めてきたところであるが、依然として農林業被害は高い水準で推移しており、市街地等への出没による事故も発生している。このことから、引続き第3期のシカ保護管理計画を策定し総合的なシカ対策を講じる。

2. 保護管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ（以下、シカとする）

3. 計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間

4. 保護管理が行われるべき区域

大阪府全域

5. 特定鳥獣の生息の現状

- ・生息数の増加にともない生息分布域も拡大。また、周辺府県からの分布拡大により、北摂地域以外でも出没を確認。
- ・捕獲頭数は有害鳥獣捕獲と狩猟による捕獲を併せ、平成22年度は725頭を捕獲。
- ・農林業においては依然大きな被害が生じており、平成22年は被害面積約50ha、被害金額約38,000千円に及んでいる。

6. 保護管理の目標

- ・平成22年度の農林業被害金額及び被害面積の半減
- ・平成22年度の捕獲数（約700頭）以上の捕獲

7. 数の調整に関する事項

- ・有害鳥獣捕獲と狩猟により、個体数の調整を行う。
- ・わな猟においてはオス、メスともに1人1日あたりの捕獲制限はなしとする。
- ・銃猟については、メスは捕獲制限なしとし、オスは1人1日1頭までとする。ただし、グループで猟を行う場合は、オスの捕獲は参加狩猟者の人数と同数までとする。
- ・シカの狩猟期間の1ヶ月延長を継続し、11月15日から翌年3月15日までとする。
- ・くくりわなの径の制限解除を継続する。

8. 生息地の保護及び整備に関する事項

健全な人工林の育成、里山の再生等により、シカ本来の生息地を確保する。未収穫作物や廃棄作物の撤去、山際の刈り払い、耕作放棄地等の整備など、シカを里に寄せつけない環境づくりを推進する。

9. その他保護管理のために必要な事項

・被害防除対策

農林業被害の防止を図るために、防鹿柵の設置、忌避剤の散布、ツリーシェルターによる保護などの防除対策を進める。

・モニタリング

シカの生息動向、生息環境、捕獲状況、被害の程度等についてモニタリングし、保護管理計画の進捗状況を点検するとともに、計画にフィードバックさせる。